

中野区教育委員会会議録 平成25年第4回臨時会

○開会日 平成25年11月22日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 7時00分

○閉 会 午後 7時30分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
-------------	---------

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	関 口 祐 二 郎

○会議録署名委員

委員長 大 島 やよい

委 員 小 林 福太郎

○傍聴者数 0人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第26号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続  
について

[協議事項]

(1) 統合と通学区域変更の具体的な時期等について (学校再編担当)

[報告事項]

(1) 事務局報告事項

① 中野本郷小学校における特別支援学級 (弱視) の廃止について (学校教育担当)

② 中野本郷小学校における特別支援学級 (情緒障害等) の開設について (学校教育  
担当)

中野区 教育委員会  
第4回臨時会  
(平成25年11月22日)

午後 7 時 0 0 分開会

大島委員長

こんばんは。

教育委員会第 4 回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、高木委員が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは日程に入ります。

<議決案件>

大島委員長

日程第 1 第 26 号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは第 26 号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続」につきまして、お手元の教育委員会資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず 1 番目、改正する条例でございますが、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例でございます。

2 番目、改正する理由でございます。平成 25 年度の特別区人事委員会勧告に伴います中野区立幼稚園教育職員の給与改定につきまして、関係規定の整備を行う必要があるというものでございます。

では、勧告の概要につきましては、資料の裏面の 4 番で「参考」のところをごらんください。本年の勧告の概要でございます。大きく 3 点でございます。

まず「(1)月例給」でございます。公民較差でございますが、588 円。率にしまして 0.14%、こちらの額が民間賃金のほうが低いということでございまして、これを解消するために給料表の引き下げ改定を行うものでございます。

「(2)特別給（期末手当・勤勉手当）」でございますが、こちらにつきましては民間の賞与との支給割合とおおむね均衡しているということでございますので、こちらについては改定はないということでございます。

3 番目「新たな住居手当制度」でございます。支給対象につきましては、借家借間に居

住し、一定額以上の家賃を負担する世帯主等でございます。そして一定の年齢層の職員に  
加算措置を実施すると、若い世代への配慮というものを実施するというものでございます。

それではまた表面の3番目「改正の概要」をごらんください。

「(1)第14条」でございますけれども、第1項、第2項がございまして、まず第1項に  
つきましては、後ほど新旧対照表で詳しくはご説明しますが、住居手当の支給対象につき  
ましては「世帯主等である職員のうち、自ら居住する住宅を借り受け、月額27,000円以上  
の家賃を支払っている者」ということでございます。

第2項では「扶養親族の有無に応じた手当額の区分を廃止し、手当額及び一定年齢層の  
職員への加算措置を定める」というものでございます。

こちらにつきましては、お手数ですが資料をめくっていただきまして条例の新旧対照表  
をごらんください。右側が現行、左側が改正案でございます。第14条でございますけれど  
も、右側の現行につきましては、住居手当は世帯主である職員に支給するということ、第  
2項で、その月額につきましては扶養親族がある者は月額8,800円、ない者については8,300  
円というものが現在の規定でございます。

改正案のところをごらんください。第14条でございます。「住居手当は、世帯主である  
職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払ってい  
るものに支給する」というものでございます。つまり、これまでは持ち家の場合も支給さ  
れていましたが、改正案では借家もしくは部屋を賃貸するという場合に限った支給とい  
うことございまして、持ち家の場合には支給されなくなるというものが改正の内容でござ  
います。

第2項がその額でございますけれども、住居手当の月額は8,300円でございます。括弧  
の中でございますけれども、こちらの趣旨は満27歳までの者については8,300円に18,700  
円を加える。28歳から満32歳につきましては9,300円を加えるというものでございます。  
したがって、33歳以上の方については本則の8,300円というものでございます。

それではまた教育委員会資料にお戻りください。3の(2)でございます。「別表第1」で  
ございます。こちらにつきましては人事委員会勧告と統一交渉、労使交渉に基づきまして  
給料表の改正を行うというものでございます。こちらもお手数ですが、先ほどの新旧対照  
表を2枚ほどおめくりいただきまして、字が小さくて恐縮ですけれども、こちらが給料表  
になってございます。右側が現行、左側が改正案でございます。

こちらにつきましてはまず、1級の1号給から13号給までは初任給手当でございます。

それについては改正はございません。それ以外につきましては下線の部分、全て改定をするというものでございます。現行から左側の改正案に改正するというものでございます。

例えば一つ事例をご説明いたしますと、現行の一番右の4級のところでございます。4級というのは園長でございます。4級の1号給のところ月額347,900円となつてございますが、こちら左側改正案のところを見ていただくと347,300円ということで、月額600円の引き下げというものでございます。以下、それぞれ級に応じまして引き下げの改定を行うというものでございます。

それではもう一度、資料の1枚目に戻っていただきまして、3の「(3)附則」でございます。こちらまたお手数ですが新旧対照表の1枚目をごらんください。

附則の第1項でございますけれども、この条例につきましては平成26年1月1日から施行するというものでございます。ただし書のところでございますけれども、こちらにつきましては住居手当の規定でございます。こちらは平成26年4月1日から施行するというような規定でございます。

以下、第2項から第9項までございますが、こちらにつきましては教育委員会資料に条文の趣旨を記載してございますので、こちらでご説明しますのでもう一度教育委員会資料にお戻りください。3の「(3)附則」のところの「第2項」でございます。こちらにつきましては住居手当、これまで住居手当を受けた者についての経過措置ということで、3年間の経過措置があるというものでございます。

第3項につきましては第2項の住居手当の月額についての区分でございますけれども、こちらにつきましては、済みません、またお手数なのですが新旧対照表の裏面の上のほうに表があるかと思っておりますけれども、こちらが経過措置の内容でございます。平成26年度から3年間の経過措置でございます。平成26年度につきましては月額6,000円を支給する。平成27年度につきましては月額4,000円、平成28年度につきましては月額2,000円ということでございます。平成29年度以降は本則に戻って支給がなくなるというものでございます。持ち家の方については支給がなくなるというものでございます。

それではまた教育委員会資料に戻っていただきまして、次、第4項でございます。こちらにつきましては、給料表の改定に伴いまして、昇格などによります号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整ができる旨を定めるというものでございます。

第5項につきましては、平成26年3月に支給します期末手当の所要の調整について定めるという規定でございます。

第6項につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月1日までに他の特別区の職員、中野区以外の他の特別区の職員であった者の所要の調整につきまして読替規定を定めると。中野区の条例を適用するというものでございます。

第7項につきましては、育児短時間勤務職員などの期間がある者の所要の調整方法については人事委員会の規則で定めるということを記載するものでございます。

第8項につきましては、住居手当の支給に係る経過措置に関して必要な事項は人事委員会の承認を得まして教育委員会の規則で定める旨を規定するというものでございます。

最後、第9項でございます。住居手当の支給に係る経過措置の規定を除きまして、この条例の施行に関して必要な事項は人事委員会が定める旨を規定するというものでございます。

説明は以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまのご説明につきまして、何か質疑がありましたらお願いします。

小林委員

改正する理由も当然だと思いますし、また今の社会状況をさまざま考えると妥当ではないかと考えます。ただ幼児教育の充実さを考えたとき、幼稚園の教諭も少なくなっていますので、こういった給与の手当てというだけではなく、研修を充実させるとか総合的に手当てをして、幼児教育の一層の充実につなげていただけたらと思っています。以上です。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

では、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第26号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは、ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議決案件の審議が終了しました。

続きまして、協議事項「統合と通学区域変更の具体的な時期等について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「統合と通学区域変更の具体的な時期等について」資料を用意しておりますので、説明をいたします。

中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づく統合と通学区域変更の具体的な時期等につきましては、11月1日と15日の定例会におきまして協議をいただいております。そのことを踏まえまして資料を整理いたしました。

まず「統合と通学区域変更の具体的な時期等について」というA4、1枚の資料がございます。こちらの資料は11月1日の定例会に提出した資料にこれまでの議論を踏まえまして追記をしております。追記した部分は資料の中ほど別添1から別添3とあります下の部分です。なお書きで始まる3行でございます。

第三中学校・第十中学校の統合新校、それから第四中学校・第八中学校の統合新校、こちらの校舎の整備につきましては改築をすることにして、その旨を記載しております。

次に別添1「統合と通学区域変更のスケジュール」です。A3判1枚の資料でございます。こちらは11月1日の定例会に提出した資料を修正して11月15日の定例会にお示ししたものと同一ものです。第三中・第十中の統合新校、それから第四中・第八中の統合新校の校舎について改築とした場合のスケジュールに修正をしております。重ねての説明になりますけれども、大規模改修の場合も改築の場合も工事期間に2年を要するという点で変わりはありません。改築の場合は工事の前年度に実施設計、前々年度に基本設計を行うこととなりますので、その旨記載しております。また、統合の準備としては改築の場合は工事を予定している時期の3年前に学校統合委員会を設置することとしておりますので、第四中と第八中の統合新校の学校統合委員会の設置時期、こちらが想定スケジュールから早まりまして、平成28年度となります。第三中と第十中の統合新校につきましては既に工事を予定している時期の3年前に学校統合委員会を設置することとしておりますので、スケジュールに影響はございません。

次に別添2と別添3につきましては、いずれも11月1日の定例会に提出した資料と同じものです。修正した点はございません。

資料の説明は以上でございます。これまでの協議を踏まえていただきまして、資料のほうを改めてお示しをしております。統合と通学区域変更の具体的な時期等について協議をお願いいたします。



大島委員長

それではただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言などありますでしょうか。

小林委員

これまで大規模改修であったものが改築になっていくということで、これはある意味では学校にとって、また子どもたちにとってもいいことなのかなと思います。前々からお話しをしておりますように、こういう機会にこれまでの学校のつくりというのでしょうか、それを根本的に見直すいい機会ではないかなと思っています。というのは、やはり本来的な言い方ではないかもしれませんが、形から教育内容がいろいろ決まっていくということもあるわけです。本来はそうあつてはいけないと思うのですけれども、言ってみればいい環境のもとで充実した新しい教育活動を展開するということも期待できると思いますので。ただ建物をつくるというよりも、今後中野区の教育をどういうふうにしていこうかという視点というか内容的なものを踏まえて、これからつくるものについていろいろな角度から検討していくことが大事ではないかなと考えています。以上です。

教育長

中野区立小中学校再編計画（第2次）は昨年度末に策定をさせていただいたものです。その際に、この統合と通学区域変更のスケジュールのところの年次、年度は示していなかったものですが、さまざま今回教育委員会で議論していただきまして既にこの第2次は策定をして発表しているというものですから、速やかに実施をするということが区民の方々にとっても、それから統合の必要性ということを議論していただいてこの統合計画をつくったわけですから、そういう理想的な姿に早期に実現をするという意味でも、来年度からスタートさせるという意味で平成26年度を初年度とした計画とさせていただくということでご提案させていただいております。そういう意味では、きょうこれで協議が整った場合は、事務局としてその準備を速やかに進めていきたいと考えています。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

私も前から再編計画の検討にかかわっている者として再編計画を決めるときに、いつ再編が完了するのだというようなスケジュールが示せなくて、それで再編計画といえるのかというのが我々の自問自答みたいな悩みもあったのですけれども、しかしそれは建物の調査をしてみて、リフォームでいけるのか、あるいは改築しなければいけないのかと、その辺の建物の状態の調査結果を待たないとそれ以降のスケジュールが決められないからとい

うようなことで、それでそういうスケジュールについての留保つきのようなことで再編計画をつくったという経緯もあるものですから、この平成25年度に建物の調査をするのだと、それによってスケジュールが決まってくるのだということは、前々からすごく私の中でも懸案事項でございまして、待っていたというような気持ちでございます。そういう点からして今年度建物調査の結果、そういうことで改築をするところは二つの学校というようなことでそれにスケジュールが決まったという、案としてきちんとできてきたということは大変喜ばしいことだと思っております。

それでは、本日の協議をもちまして、「統合と通学区域変更の具体的な時期等について」の協議が整ったということで確認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは事務局は「統合と通学区域変更の具体的な時期等について」の決定手続を行ってください。

以上で協議事項を終了します。

<報告事項>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。

<事務局報告>

大島委員長

事務局報告事項の1番目「中野本郷小学校における特別支援学級（弱視）の廃止について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

「中野本郷小学校における特別支援学級（弱視）の廃止」につきましてご報告いたします。

1番目「特別支援学級（弱視）の現状」でございます。中野本郷小学校に設置してございます特別支援学級（弱視）の通級者につきましては、昨年度までの5年間は6名から9名で推移してございましたが、平成25年度、今年度につきましては6学年が2名、5学年が1名の合計3名となっております。

※印のところでございますけれども、特別支援学級（弱視）を設置してございますのは23区では中野区を含めて7区となっております。設置していない区の児童につきまして

は設置している近隣の区ですとか都立の特別支援学校、こちらへの通級の指導を受けるといことができる状態となっております。

2番目、廃止する理由でございます。現在、中野区立小学校の在籍者で特別支援学級（弱視）の通級を希望する者はございません。また、療育センターの状況からも当該学級の対象となる未就学児はいません。このような状況から、平成27年度には通級者がいなくなり、なおかつ今後も区内在住者で対象となる児童はほとんどいないと思われるため、現在中野本郷小学校に設置してございます当該学級につきましては平成26年度末、平成27年3月で廃止をするというものでございます。

なお、※印のところでございますけれども、廃止後に通級の希望者が出た場合につきましては、先ほど説明しましたように近隣の設置区又は都立の特別支援学校への通級が認められるため、通級先の確保ができていますと考えてございます。

報告は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いします。

渡邊委員

弱視の件についてはほかのところでも結構問題になっていまして、やはり妥当だろうと思います。ある程度予定の人数がいらないということでわざわざこれを設置しての対応というのは今後難しくなっていくのだろうということで、適当な時期に適当な対処だと思っております。

大島委員長

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

小林委員

現状では希望者がいないということで、ただ今後希望者が出た場合は東京都立の特別支援学校との連携を図るということですので、今後もこの都立特別支援学校との連携をいろいろな意味で緊密に図っていくということは大事かと思っておりますので、その点をしっかり押さえておけばと思います。以上です。

大島委員長

ということで、もし弱視で希望者があった場合の対応といたしますか、その子に十分通級先が確保できるようなという区としての配慮はお願いしたいということです。

では、1番目の報告についてはそういうことでお願いします。

続きまして、事務局報告事項の2番目「中野本郷小学校における特別支援学級（情緒障害等）の開設について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

「中野本郷小学校における特別支援学級（情緒障害等）の開設」につきましてご報告いたします。

1番目「特別支援学級（情緒障害等）の設置状況」でございます。現在区立小学校の特別支援学級（情緒障害等）につきましては、中央線より北の地域2校（上高田小学校と若宮小学校）に、中央線より南の地域に1校（塔山小学校）に設置してございます。

2番目、開設の理由でございますが、平成24年1月に取りまとめました「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」では、区立小学校の特別支援学級（情緒障害等）につきましては、ただいまご説明しました3校のほかに中央線より南の地域にさらに1校設置するという事を明らかにしてございます。

また、中野本郷小学校につきましては平成28年度から開始をする予定でございます巡回指導の拠点校とし、特別支援学級（情緒障害等）の施設をこの特別支援教室として活用することを予定してございます。したがって平成27年4月に中野本郷小学校に特別支援学級（情緒障害等）を開設するというものでございます。

なお、学級の施設は特別支援学級（弱視）廃止後の教室を活用することを考えてございます。

報告は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、ご質問など発言がありましたらお願いします。

私からちょっと質問なのですが、中央線より南の地域にさらに1校設置するという、前からそういう計画だということなのですが、ということはそれだけ需要といたしますか、ニーズがあると見込んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

現在、中央線より南の地域には塔山小学校1校でございまして、現在30人ほど通級してございます。そのうちの約半数は中野本郷小学校が設置された場合についてはこちらのほうに通うような地域に住んでいるということがございまして、やはり南部地域にはもう1校必要だということでございまして、今回このような計画を考えているというところでございます。

大島委員長

わかりました。ほかに。

渡邊委員

今の質問と若干かぶると思うのですが、南のほうの塔山小から15人ぐらい移るといことで、北のほうの学校の人たちは移るといことはあるのですか。

副参事（学校教育担当）

済みません。さっきちょっと説明が不足していたと思うのですが、現在塔山小学校に30人通級してございますが、中野本郷小学校ができて直ちに15人が移るといことではなくて、本来、中野本郷小学校にあればこちらのほうに通う地域に住んでいるといことでございます。それと、今、委員ご質問の北のほうの上高田小と若宮小につきましては基本的には現在の上高田小もしくは若宮小学校への通級は継続するといものでございます。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

小林委員

先般、多田小学校を訪問したときに、すぐ隣の中野特別支援学校との連携といのでしょうか、実際にその先生に来ていただいて、いろいろな教員が相談に乗っていただくとか、さまざまな連携を図っているといことと、大変いいことだと思いました。今後またこういう学級がふえるといことにかかわって、都立の特別支援学校との連携なども積極的に図っていくといことは重要なことと。これは特に保護者に対してもいろいろな意味でプラスになっていくのではないかなと思っておりますので、その点もぜひ今後の施策を考えていく際に柱にしていきたいと思っております。今もかなりやっている部分もあろうかと思っておりますけれども、さらに充実を図っていただきたいと思います。

大島委員長

ちょっと私から質問ですが、平成28年度から巡回指導を開始すると記載されているのですが、巡回指導といのはどのようなものなのか、ごく簡単に結構なのですが、教えていただければと思います。

指導室長

東京都が特別支援に関する第3次計画を既に発表してまして、それでは現在は情緒障害があるお子さんたちは通級といつて原籍校を離れて週に大体平均すると1回通級する形

になるのですが、その3次計画では子どもが動くのではなくて先生が各学校を訪問するような形なのですね。巡回をしてそこで、その原籍校で取り出し指導ですとか又はチームティーチングのような形でその障害に合わせた指導を行うという考え方が大きく変更される計画がございまして、その巡回して回ることをこのような巡回指導という呼び方をしております。そのために拠点校といって、その巡回する先生が籍を置く学校が必要なのですが、それを拠点校という形で呼ぶようになっております。

大島委員長

わかりました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、そのほかにも報告事項はありますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

大島委員長

では、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第4回臨時会を閉じます。

午後7時30分閉会